○真庭市企業立地雇用促進奨励金(詳細) ※平成30年7月改正

用地の区分 奨励金の使途						民有地 生産施設等の取得整備	
	奨励金			以内に着工(新設・増	超10年以内に着工(新	以内に着工(新設・増年超10年以	内に着
			1	設)	設・増設)	設) 工(新設・サ	曽設)
	補具	助金額及び補	土地(工場等の用に供する土地部分に限る。)に係る補助金の額は、右棒	闌 60/100	30/100	10/100	5/100
	助圖	助率	に掲げる用地の区分に応じ、当該土地の固定資産評価額又は取得額のい	Y			
			ずれか低い方の額に、同欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。				
			ただし、真庭産業団地の取得土地は除く。				
			家屋(工場等の用に供する建物部分に限る。)に係る補助金の額は、右橋	10/100	5/100	10/100	5/100
			に掲げる用地の区分に応じ、当該家屋の固定資産評価額に、同欄に掲げる				
			る補助率を乗じて得た額とする。				
			償却資産に係る補助金の額は、右欄に掲げる用地の区分に応じ、当該債	賞 10/100	5/100	10/100	5/100
			却資産の取得額に、同欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。				
	雇用促進奨励金補助金額		工場等の操業開始に伴う新規常用雇用者に係る補助金の額は、当該新規常用雇用者の数に、右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。	規 15人目まで1人当たり200,000円			
				16人目以降 1 人当たり250,000円			
				真庭市内に住所を有	市内に住所を有する者を雇用した場合は、上記金額に1人当たり100,000円を加		
				算する。			
奨励金額				工場等建設促進奨励	金(土地・家屋・償却資	産の補助金額の合計額)及び雇用	促進奨励
				金を合計して得た額			
限度額				2 億円	1億円		

備考

- 1 「固定資産評価額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録されたものをいう。
- 2 用地取得日とは、所有権移転の日又は事業用借地権設定の日をいう。